

## 甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

平成27年3月に策定した「甲賀市幼保・小中学校再編計画」の計画期間が令和7年3月に終期を迎えることから、次期小中学校の再編計画を策定するに当たり、調査や審議を行う甲賀市学校再編審議会を新たに教育委員会の附属機関とするため改正するものです。

### 2 改正の概要

(1) 市内小中学校の再編に関する事項について、調査し審議する甲賀市学校再編審議会を新たに加えます。また、委員の構成は(1)市民、(2)学識経験を有する者、(3)教育関係者、(4)その他教育委員会が適当と認める者とし、その委員数は10人以内、委員の任期は委嘱の日から審議が終了する日までとします。

【別表関係】

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

### 3 その他

甲賀市学校再編審議会では、これまで行ってきた「甲賀市小中学校教育のあり方審議会」の提言などを踏まえ、次期小中学校の再編の方向性について令和6年度中に諮問し、答申いただく予定です。